

入札公告

越前市道路施設等維持管理業務包括委託について、次のとおり制限付き一般競争入札（総合評価落札方式）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年10月21日

越前市長 平林 透

1. 入札に付する業務

- (1)業務名 越前市道路施設等維持管理業務包括委託
- (2)業務箇所 越前市内一円
- (3)業務内容 本業務は下記の業務について包括的に実施するものとする。
 - ア 道路維持管理業務
 - イ 河川維持管理業務
 - ウ 道路維持事務所等の管理、機械及び車両等の点検整備、資材の管理業務
 - エ 災害時の緊急対応、事故発生時の対応業務詳細は、別紙「越前市道路施設等維持管理業務包括委託仕様書（以下「業務仕様書」という。）」を参照。
- (4)業務期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）
- (5)設 計 額 319,000,000円（5年間総額、消費税及び地方消費税相当額を含む）
63,800,000円／年間
- (6)契約形態 5年間の複数年契約
- (7)入札方式 本業務は、道路施設、河川施設、道路維持事務所（以下「道路施設等」という。）を包括的に管理する業務であり、管理コストの削減、適正な道路施設等の管理及び道路施設等管理の技術提案をいただくため、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。

2. 入札参加資格要件

この入札に参加できる者は、業務の実施が可能な法人又は団体（法人格の有無は問わない、有限責任事業組合（以下「LLP」という。）も含む）、共同企業体（以下、「JV」という。）とし、次に掲げる条件を全て満たすものでなければならない。なお、LLP又はJVで参加する場合、代表者及び構成員は、次に掲げる条件（1）から（8）を全て満たすものでなければならない。

- (1) 本社又は主たる営業所の所在地が、越前市内にあること。
- (2) 入札の公告日から契約締結日までの間において、福井県又は越前市において指名停止等を受けていないこと。
- (3) 市税(地方自治法(昭和22年法律第67号)第223条の規定により市が賦課徴収する全ての税をいう。以下同じ。)及び国税(法人にあっては法人税、個人にあっては所得税をいう。以下同じ。)を滞納していないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に規定する更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく、破産手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 令和8年度越前市指名競争入札参加資格者名簿(以下「入札参加資格者名簿」という。)に登載された者又は登載を希望する者(「登載を希望する者」とは、入札参加申請時に建設工事指名競争入札参加資格審査申請書等必要書類を提出し、登載が可能である者をいう。)であること。
- (9) JVで参加する場合は、次の要件をすべて満たしていること。なお、JVの構成員は、単独または他の団体やJVの構成員となることはできない。
 - (ア) JV結成に係る協定書を締結していること。
 - (イ) 代表者は、出資比率が最大の者であること。
- (10) 「舗装」の建設業の許可を有していること。なお、LLP又はJVで参加する場合は、代表者又は構成員のうち1社は、「舗装」の建設業の許可を有していること。
- (11) 次に掲げる(ア)(イ)いずれかの有資格者を総括責任者として当該業務に専任で配置すること。総括責任者は、入札参加申請書提出時点において、入札参加者と3か月以上の継続的な雇用関係が確認できる者であること。なお、JVで参加する場合は、代表者と3か月以上の継続的な雇用関係が確認できる者であること。
 - (ア) 1級土木施工管理技士
 - (イ) 2級土木施工管理技士

3. 入札参加申請書等の配布及び配布方法

(1) 配布期間及び配布方法

- ア 配布期間 令和8年10月21日(水)から令和8年11月5日(木)まで
- イ 配布方法 越前市ホームページ:「入札情報」からデータ配布

(2)申請者の質問受付

申請書等に対する質問がある場合は、次のとおり書面により提出すること。なお、書面は持参又は郵送により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

- ア 受付期間 令和8年10月21日(水)から令和8年10月30日(金)
(土曜日、日曜日、祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- イ 受付場所 越前市府中一丁目13-7 越前市都市整備課(本庁舎4階)
連絡先 0778-22-3010 担当 前川、増永

(3)質問回答書

(2)の質問があったときは、その回答書を次のとおり閲覧に供するものとする。

- ア 回答期間 令和8年10月21日(水)から令和8年11月2日(金)まで
- イ 閲覧場所 越前市ホームページ:「入札情報」にて掲載

4. 入札参加申込書等の提出

(1)提出書類

入札参加を希望するものは、次に掲げる書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書を提出しない者又は確認を受けられなかった者は、入札に参加することができない。

- ア 制限付き一般競争入札(総合評価落札方式)参加申込書(様式第1号)
ただし、JVで参加する場合は、制限付き一般競争入札(総合評価落札方式)参加申込書(様式第1-1号)に加え、共同企業体協定書(様式第1-2号)及び委任状(様式第1-3号)を提出すること。
- イ 配置予定総括責任者調書(様式第2号)
- ウ 次に掲げる①～⑤の書類を提出すること。JVもしくはLLPで参加する場合、代表者及び構成員は、次に掲げる①～⑤の書類を提出すること。なお、建設業許可を有しない者は⑤を提出しなくてもよいものとする。
 - ①登記事項証明書「履歴事項全部証明書」(発行後3か月以内のもの)写し可
 - ②直近の決算期の財務諸表
 - ③市税の納税証明書(市税に滞納のない旨の証明書)(発行後3か月以内のもの)写し可
 - ④国税の納税証明書「その3の3」(発行後3か月以内のもの)写し可
 - ⑤建設業許可証の写し

(2)入札参加申込書等の提出期間及び提出場所

入札参加申込書等は持参して提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- ア 提出期間 令和8年10月21日(水)から令和8年11月5日(木)
(土曜日、日曜日、祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

- イ 提出場所 越前市府中一丁目13-7 越前市都市整備課
連絡先 0778-22-3010 担当 前川、増永
- ウ 提出部数 2部

5. 業務仕様書、設計書等の配布

(1) 配布方法

ア 配布期間 令和8年10月21日(水)から令和8年11月5日(木)午後5時まで

イ 配布場所 越前市ホームページ:「入札情報」からデータ配布

(2) 業務仕様書、設計書等に関する質問書受付

業務仕様書、設計書等に関する質問がある場合は、質問書(様式第3号)を次のとおり書面により提出すること。なお、書面は持参又は郵送により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

ア 受付期間 令和8年10月21日(水)から令和8年10月30日(金)
(土曜日・日曜日及び祝日は除く。)の午前9時から午後5時まで。

イ 受付場所 越前市府中一丁目13-7 越前市都市整備課
連絡先 0778-22-3010 担当 前川、増永

(3) 質問回答書閲覧

質問があったときは、その回答書を次のとおり閲覧に供するものとする。

ア 回答期間 令和8年10月21日(水)から令和8年11月2日(月)まで

イ 閲覧場所 越前市ホームページ:「入札情報」にて掲載

6. 入札参加資格者の決定

(1) 入札参加資格確認通知書

入札参加資格があると認められた者又は入札参加者とならなかった者には、その旨を令和8年11月10日(火)付けで通知するものとする。

(2) 入札参加資格者とならなかったものに対する理由の説明

ア 入札参加者とならなかった者は、市に対してその理由について説明を求めることができる。

イ アの説明を求める場合は、令和5年11月12日(木)午後5時までに書面を越前市都市整備課に持参して提出するものとし、郵送、電送、及び電話によるものは受け付けない。

ウ イの書面の提出があったときは、市は令和5年11月13日(金)までに、説明を求めた者に対して書面により回答する。

7. 入札参加資格の取消

入札参加資格確認通知の後において、入札参加資格者が次の各号の一つに該当することとなったときは、当該入札参加資格を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当したとき。
- (2) 入札参加資格者が指名停止措置を受けたとき。
- (3) 入札参加申込書及び提出書類等に虚偽があることが明らかになったとき。

8. 総合評価落札方式について

総合評価落札方式は、下記のとおり実施する。

(1) 総合評価の方法

入札書に記載された価格を基に算出した価格評価点と業務実施計画書を評価し算出した評価基準点の総合点数とする。

(2) 総合評価点の算出方法

総合評価点(総配点100点) = 価格評価点(配点40点) + 評価基準点(配点60点)

(3) 価格評価点の算出方法

価格評価点 = 40点 × (最低入札価格 / 当該入札価格)²

なお、算出された評価点の小数点第2位を切捨てする。

(4) 評価基準点の算出方法

別添(評価項目及び評価基準)に基づき、審査員が審査し、採点を行い、審査員全員の平均点を評価基準点とする。なお、算出された評価基準点の小数点第2位を切捨てする。

(5) 落札者の決定

- ① 「総合評価点」が最も高かった者を落札者とする。
- ② 「総合評価点」が同点の場合は、入札の応札額が低い者を落札者とする。

(6) 応札者が1者の場合

合格点を65点以上とし、総合評価点が合格点を満たす場合のみ、当該提案者を落札者と決定する。(満たさない場合は該当者なし)

9. 業務実施計画書の提出

入札参加資格確認通知書にて入札参加資格があると認められた者は、業務実施計画書(様式第4号)を令和8年11月16日(月)午後5時までに越前市都市整備課に正本1部、副本7部の計8部提出するものとする。また、ヒアリング時のプレゼンテーション用のデータ(CD-R等)も併せて提出すること。なお、業務実施計画書及びプレゼンテーション用のデータには会社名等が特定できる内容は記載しないこと。

10. 入札手続等

(1)日 時 令和8年11月16日(月) 午前10時

(2)場 所 越前市役所 4階 会議室4-1

(3)入札方法

ア 入札書は、入札の日時に入札場所へ持参して提出するものとし、郵便による送付又は電送によるものは認めないものとする。

イ 入札金額は、5年間(令和9年4月1日～令和14年3月31日)の業務の履行に要する一切の諸経費を含めた金額を見積るものとする。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100を入札書に記載すること。(入札書に記載する金額には、消費税を含まないこと。)

エ 最低制限価格は設定しない。

オ 入札回数は2回を限度とする。

(4)その他

入札の参加に当たっては、6.(1)の入札参加資格確認通知書を持参すること。

11. ヒアリングの日時及び場所

業務実施計画書に関するヒアリングを下記のとおり実施する。なお、開始時間等については、別途通知する。

(1)日 時 令和8年11月19日(木) 午後1時30分～(予定)

(2)場 所 越前市役所 3階 第2委員会室

(3)出席者は業務実施計画を熟知している者で3名程度とする。

(4)プレゼンテーションは20分、質疑応答は10分程度とし、順次個別に行うものとする。

(5)プレゼンテーションは、提出された業務実施計画書等に基づいて説明し、原則として、補足説明資料その他の追加資料の配布及び説明はできないものとする。

(5)プレゼンテーションに必要なプロジェクター、スクリーンは、市で用意する。

(6)入札参加者が1者の場合でも、プレゼンテーションは実施する。

12. 落札者の決定

落札者の決定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格であり、総合評価点が最も高い者を落札者とする。この場合、落札決定後は速やかに落札者に通知するものとする。

落札者への通知予定日:令和8年11月30日(月)

13. 契約書

越前市契約規則に基づき、落札決定通知日から10日以内(休日を除く)に契約を締結する。

14. 契約保証金

契約保証金の額は、契約金額を契約期間の総月数で除した額に12を乗じて計算した額の10/100以上とし、契約保証金には利息を付さないものとする。なお、契約保証金の納入については、越前市契約規則に基づき次の中から選択し、発注者に契約締結までに納入すること。なお、越前市契約規則第26条に基づき契約保証金を免除することができるものとする。

(1)現金又は金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手。

(契約保証金に代わる担保)

(2)国債、地方債その他越前市が確実と認める有価証券。

(3)契約の不履行により生じる損害金の支払を保証する金融機関又は前払金保証事業会社の保証証書。

(4)契約の不履行により生ずる損害を保証する履行保証保険の締結及び当該保険証の越前市への寄託。

15. 入札の無効

この入札に参加するものに必要な資格のない者、当該資格の有無に係る審査の申請において虚偽の申請を行った者、及び入札心得において示した条件に違反した者は無効とする。なお、確認を受けた者であっても、申請書提出後入札までに指名停止を受けた者及び入札時点において2.の入札参加資格要件に該当しない者が行った入札は無効とする。

16. その他

(1)手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)業務実施計画書の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とし、提出された業務実施計画書は、原則返却しないものとする。

(3)入札結果は、越前市ホームページで公表する。公表する事項は、件名、入札日時、落札業者名、入札参加者の入札価格、入札参加者の業務実施計画評価点、入札参加者の総合評価点とする。

(4)その他不明の点については、越前市都市整備課(電話0778-22-3010)に照会すること。

別添(評価項目及び評価基準)

評価基準点 評価項目及び評価基準

評価項目	評価内容	配点
1業務実施体制	継続的に運営する体制となっているか ①業務実施体制は適切か ②適切な有資格者を配置しているか ③業務従事者への研修の頻度、教育の内容は適切か	5点
2事故防止策、 危機管理体制	安全な管理運営体制となっているか ①事故防止策は適切か ②危機管理体制は適切か	5点
3技術力、 対応手順	複数年度契約、包括委託、性能発注であることを活かした具体性のある提案となっているか ①提案内容は実効性があるか ②業務を遂行する能力はあるか ③対応手順は適切か	10点
4企画提案力	予算の範囲内において、包括委託業務の特性を活かした創意工夫のある独自提案となっているか。 ①異常箇所の早期発見及び予防保全型管理の推進に向けた補修対応及びパトロール体制の強化に関する提案となっているか。 ②5年間の長期契約の特性を生かした備品等の導入による維持管理体制の強化に関する提案となっているか。 ③DX や AI 等のデジタル技術を活用した効果的な維持管理に関する提案となっているか。 ④市内雇用の確保、市内事業者の活用及び市内からの資材調達など、地域経済の活性化に関する提案となっているか。	40点
合 計		60点

採点基準

評価水準	採点比率
特に優れている	100%
優れている	60%
普通である	40%
不安がある	20%
期待できない	0%

※採点＝配点×採点比率